

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条の規定に基づき政令で指定している土壌改良資材（以下「土壌改良資材」という。）について、生産量、輸入量及び利用状況を把握し、その安定供給等による地力の増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の対象

(1) 土壌改良資材の生産量調査

土壌改良資材の製造業者を調査の対象とした。

バークたい肥製造業者については、全製造業者を対象に全数調査を5年に1回（西暦の下一桁が3又は8の年）実施しており（直近では平成30年）、その全数調査以外の年に当たる本年については、全数調査の結果を母集団にして、生産量の多い順に全国の生産量の90%を占めるまでの製造業者を対象とした。

また、バークたい肥製造業者以外の製造業者は全数調査とした。

(2) 土壌改良資材の輸入量調査

全ての土壌改良資材輸入業者を対象とした。

3 調査対象数

	調査対象者数 ①		調査対象者数 (事業中止を除く) ③=①-②	有効回収数 ④	有効回収率 ④/③
		うち 事業中止 ②			
生産量調査	111	1	110	97	88.2%
輸入量調査	21	-	21	16	76.2%

注： 「有効回収数」とは、集計に用いた調査対象者の数であり、回収はされたが、当年において製造又は輸入がなかった調査対象者は含まれていない。

4 調査事項

(1) 土壌改良資材の生産量調査

事業者名、土壌改良資材の名称、土壌改良資材の種類、生産量（購入量を含む。）、払出量（農業用、農業のうち家庭園芸用）

(2) 土壌改良資材の輸入量調査

事業者名、輸入土壌改良資材の名称、輸入土壌改良資材の種類、国名、輸入量、払出量（農業用、農業のうち家庭園芸用）

5 調査の時期等

(1) 調査の時期

令和2年3月

(2) 調査の対象期間

調査実施年の前年の1年間（平成31年1月～令和元年12月）

6 調査方法

本調査は、調査対象者に対して郵送により調査票を配布し、郵送、オンライン及びファクシミリにより調査票を回収する方法により行った。

7 集計方法

農林水産省大臣官房統計部において集計した。

(1) 土壌改良資材種類別生産量及び払出量の全国値

製造業者の調査結果の積上げにより集計した。ただし、バークたい肥製造業者の生産量は、全数調査以外の年に当たることから、次により推計した。

$$\text{全国値} = \frac{\text{バークたい肥標本製造業者の当年の生産量 (払出量)}}{\text{全数調査年におけるバークたい肥標本製造業者のカバー率 (x)}}$$

$$x = \frac{\text{全数調査年のバークたい肥標本製造業者の生産量 (払出量)}}{\text{全数調査年の全てのバークたい肥製造業者の生産量 (払出量) の合計}}$$

(2) 輸入土壌改良資材種類、輸入国別輸入量及び払出量の全国値

輸入業者の調査結果の積上げにより集計した。

8 目標精度

(1) 土壌改良資材の生産量調査

カバレッジ方式による有意抽出により調査を実施しているため目標精度は設定していない。

(2) 土壌改良資材の輸入量調査

全数調査のため、目標精度は設定していない。

9 用語の解説

(1) 政令指定土壌改良資材

地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条の規定に基づき、同施行令（昭和59年政令第299号）で指定している12種類の土壌改良資材（泥炭、バークたい肥、腐植酸質資材、木炭、けいそう土焼成粒、ゼオライト、バーミキュライト、パーライト、ベントナイト、VA菌根菌資材、ポリエチレンイミン系資材及びポリビニルアルコール系資材）。

(2) 生産量

当該年の1月から12月の間に政令指定土壌改良資材を生産（購入を含む。）した量（農業用以外の用途を含む。）。

(3) 輸入量

当該年の1月から12月の間に政令指定土壌改良資材を輸入した量（農業用以外の用途を含む。）。

(4) 農業用払出量

当該年の1月から12月の間に農業用に払い出された政令指定土壌改良資材の量（農業用とその他用途の払出量の区別が困難な場合があるため、一部、他用途に払い出された数量も含まれている。）。

10 利用上の注意

(1) 表中に用いた記号は次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「nc」：計算不能

(2) この統計表に掲載された数値を他に掲載する場合は、「土壌改良資材の生産量及び輸入量」（農林水産省）による旨を記載してください。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/dozyo_kairyo/index.html 】

【関連リンク】

農林水産省生産局農業環境対策課のページ：

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/

お問合せ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 面積統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3681

（直通）03-6744-2045

F A X： 03-5511-8771

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 統計広報推進班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3589

（直通）03-6744-2037

F A X： 03-3501-9644



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>